

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成18年10月6日

大分県人事委員会

〈 本年の給与勧告のポイント 〉

～ 月例給、特別給（期末・勤勉手当）ともに本年は水準改定なし ～

- ・ 比較対象企業規模など公民給与の比較方法の見直し
- ・ 公民給与の較差等を勘案し、職員給与の改定を見送り
- ・ 平成19年度から管理職手当の定額化、扶養手当の額の改定等を実施

1 職員給与と民間給与との比較

(1) 公民給与の比較方法の見直し

人事院が民間給与をより適正に公務の給与に反映させるとの観点から官民給与の比較方法の見直しを行ったことなどを踏まえ、人事院と同様に公民給与の比較方法の見直しを実施

- ・ 比較対象企業規模 従来の「100人以上」から「50人以上」に変更
- ・ 比較対象従業員 ライン職の民間役職者の要件を変更
ライン職の民間役職者と同等と認められる民間スタッフ職従業員等を比較対象に追加

(2) 月例給（公民給与の較差）

行政職 6円 0.00% （ 8,284円 2.12% ）

※（ ）内は、特例条例による減額後の職員給与に基づく較差である。

(3) 特別給

民間の年間支給割合 4.45月分 （ 職員の年間支給月数 4.45月 ）

2 給与の改定

(1) 本年の給与の改定

地方公務員法の趣旨に則り、職種別民間給与実態調査の結果、人事院勧告の内容並びに他の都道府県の職員との均衡等を総合的に勘案し、本年は月例給と特別給の双方について水準改定を行わないことが適切であると判断

(2) 平成19年度において実施すべき事項

人事院勧告の内容及び他の都道府県の職員との均衡等を総合的に勘案し、次の事項について平成19年4月1日から実施すべきと判断

- ・ 地域手当の支給割合の改定
地域手当の暫定的な支給割合を1%引上げ
- ・ 管理職手当の定額化
管理職手当を定率制から定額制に移行
- ・ 扶養手当の月額額の改定
3人目以降の子等に係る扶養手当の支給月額を1,000円引上げ（5,000円 → 6,000円）

3 公務運営の改善に関する課題

- ・ 公務員倫理の保持
- ・ 能力・実績に基づく人事管理制度への対応
- ・ 多様な人材の確保・育成
- ・ 勤務環境の整備
- ・ 行財政改革の推進

【参考】 職員の平均給与月額

行政職 398,013円 (389,764円)

- ※1 給料（給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。）、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の合計額である。
- 2 ()内は、特例条例による減額後の平均給与月額である。
- 3 平均年齢は、43.4歳である。